

平成25年度 第2回 所沢市入札監視委員会 議事概要

開 催 日 時	平成25年11月18日（月） 午後2時00分から
開 催 場 所	所沢市役所4階 入札室
出 席 者 の 氏 名	浅井 義明（埼玉県川越県土整備事務所 所長） 加藤 且行（公認会計士） 林 真由美（弁護士）
議 事 等	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 2 審議事案の抽出結果報告 3 抽出された事案の審議 4 その他
会 議 資 料	1 会議次第 2 入札方式別発注工事総括表（様式第1号） 3 入札方式別発注工事一覧表（様式第2号） 4 入札参加停止等の措置状況総括表（様式第3号） 5 入札参加停止等の措置状況一覧表（様式第4号） 6 抽出事案説明書（様式第5号）
担 当 部 課 名	能登総務部長 【担当課等】 （建設部）仲道路建設課長、瀬能道路建設課主幹 （教育総務部）北田教育施設担当参事、末廣教育施設課主幹 （上下水道部）肥沼給水管理課長 他 担当課職員 【事務局】 根本総務部次長、川口工事検査担当参事、玉川契約課長 他 事務局職員

※議事概要等については、別紙のとおり

別紙

委員（意見・質問等）	事務局（説明・回答）
<p>議 事</p> <p>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告</p> <p>2 審議事案の抽出結果報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 抽出委員により、審議の対象となる事案の中から、入札額に差異があまりなく辞退の多い事案、総合評価方式で執行した事案、設計金額を超えた入札額があった事案、低入札価格調査となった事案及び低入札であるとともに指名競争入札で執行した事案の合計 5 件を抽出した。 <p>3 抽出された事案の審議 （市発注・一般競争入札）</p> <p>(1) 「市道 4 - 2 4 5 号線電線共同溝（その 4）工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札額にあまり差異がない事案だが、辞退者が 5 者もあった理由は。 ・ 辞退者は、他の工事を受注していたために人員が不足したということか？ ・ 入札を執行する際、工期については事前に明示しますか？ ・ 辞退理由は確認していますか？ ・ 設計金額の事前公表について、金額の上限 	<p>平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの、市及び上下水道部発注工事における入札方式別件数及び入札参加停止等の措置状況について事務局より報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計金額を事前公表して入札を執行していますので、入札額の差異につきましては競争の結果であると認識しています。また、辞退につきましては、一旦は入札参加の意思表示をしたものの、応札額を精査したところ採算が取れないと判断したり、自社の受注状況により施工体制の確保が難しいと判断した等の理由から、辞退に至ったのではないかと考えています。 ・ この案件で辞退した業者の中には、学校耐震工事など、他の工事を既に受注しているケースもありますので、その受注状況から辞退に至ったのではないかと考えられます。 ・ 告示の中で明示しています。 ・ 入札において辞退も意思表示と考えていることから、その理由までは確認していません。 ・ 競争入札に付すものについては、設計金額

は設定していますか。

(意見等)

・辞退理由の確認については、他機関との調整も含めて、今後検討して頂くと良いと思います。

・設計金額の事前公表については、上限を設定している調達機関も多いことから、事前公表の上限額の設定は、予定価格の設定も含め総合的に考え、今後検討して頂くと良いと思います。

(市発注・一般競争入札)

(2) 「市道2-185号線改良舗装工事」

・本工事を総合評価方式で執行した理由は、また、技術評価点が最も高い業者が入札価格も最も低いが、何か理由はあるか。

・今後、総合評価方式による入札は、増やしていく予定ですか。

・自己採点方式だと、業者が過大採点してしまう可能性はないですか。

・技術評価点と価格点とでは、どちらが評価の割合が大きいですか。

・価格が若干高くても、順位の逆転はあり得ますか。

の上限は設定せずに事前公表しています。

・総合評価方式で執行する工事については、国庫補助事業を中心に、各工事発注課において選定しています。また、最も高い評価点を得た業者が、入札額も最も低い事については、業者が自己採点の点数を把握した上で、落札に向けた受注意欲から、より低い応札額が示されたものと考えています。

・「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、価格だけではなく業者の技術能力等、他の評価要素を取り入れて総合的に判断するという方針が示されています。その趣旨に基づいて、本市においても可能な限り実施していきたいと考えています。

・落札候補者となった業者からは、入札参加資格確認書類等と共に、自己採点の裏づけとなる技術資料も提出してもらい事後審査を実施しています。

・本工事においては、100点満点中13点が技術評価点、残り87点が価格点の配点としています。埼玉県ガイドラインでは、技術評価点の配点上限は20点となっていますので、最大でも技術評価点20点、価格点80点の配点割合となります。

・逆転はあり得ます。

・本工事を総合評価方式の対象とした基準のようなものはありますか。

(意見等)

・どこの市町村にも言えることですが、総合評価方式における評価項目を設定する際、業者の工事成績と配置技術者の工事成績の両方を選択してしまうと、得点を取れる業者が限られてしまい、応札業者が少なくなってしまうことが懸念されます。今後も公平な競争を保つために、評価項目については十分な配慮と検討をしてから設定をしていただければと思います。

(市発注・指名競争入札)

(3) 「所沢市立小手指中学校北校舎廊下・階段塗装工事」

・指名競争入札で執行した理由は。

・設計金額を超える入札額があったが、設計金額の設定等に問題はなかったか。

(上下水道部発注・一般競争入札)

(4) 「東部浄水場配水池2号耐震補強工事」

・国庫補助事業の対象ではありませんが、設計金額が1千万円以上の規模である工事の中から工事内容等を勘案し本工事を選定しました。

・所沢市公共調達改革により設計金額が1千万円以上の工事につきましては、原則一般競争入札で執行しており、1千万円未満の場合は、従前どおり指名競争入札で執行しています。当該工事案件につきましては、その設計金額から指名競争入札で執行しました。

・設計金額は事前公表としていますので、見積った金額が合わなければ、指名業者は辞退の意思表示をします。そのような状況の中で、設計金額を超える入札額であったことから、応札者に確認したところ、開札日にもう1件、内容・設計金額ともに類似する入札案件があり、この2件とも指名されていたことから、応札した金額を双方取り違えてしまった結果、設計金額を超える入札額となってしまったとのことから、設計金額の設定については適正であったと考えています。

・契約金額が大きいですが、低入札価格調査制度対象工事であったことから、調査結果はどのような内容でしたか。

・この工事は、具体的にはどのような工事内容ですか。

・低入札価格調査制度適用工事ということですが、受注者が低い入札金額を提示できた理由は。

・入札参加業者の中で会社規模が一番大きい受注者が、一番経費が少ないと考えると、下請業者が圧迫されるのではないかという懸念が生じますが。

・調査基準価格は設定していますが、その下に失格基準は設定していますか。

(意見等)

・規模が大きく違う企業が混在した入札の場合、資本力にゆとりのある者が、低価格で受注してしまうケースが多く見受けられますので、調査基準価格の下に、ある一定のラインを定めて、これより低い価格は失格とする基準を設けることで、ダンピングや品質の低下を防止するとともに、地元企業の適正な価格の維持が図れると思いますので、今後検討しても良いと思います。

・直接工事費においては、設計金額を上回ったものの、共通仮設費などの経費については、大きく下回っていましたが、調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められたため契約締結したものです。

・円柱状の配水池の地下に杭がたくさん有り、タンクを支えている。その杭が破損し、タンクが傾くことを防ぐために新たに杭を64本打ち込んで補強する工事です。

・低入札価格調査の中で、受注者（落札候補者）にヒアリングを行ったところ、市内に作業拠点を設けられたことや長年信頼関係のある協力会社を下請等に使用することにより、共通仮設費及び現場管理費を削減できたこと、また、本社との調整により一般管理費を削減できたことにより、入札金額を抑えられたとのことでした。

・ヒアリングにおいて受注者（落札候補者）に確認したところ、下請企業への見積書提出を求め、積算をしていること。また、支払い方法を（翌月）現金払いすることにより、下請け業者は経費が抑えられ、圧迫はないとのことでした。

・現在のところ調査基準価格のみ設定しています。

(上下水道部発注・指名競争入札)

(5) 「南部浄水場鉄・マンガン除去設備動力盤更新工事」

・調査基準価格を下回った入札額が3件あったが、設計金額の設定に問題はないか。また、辞退者が3者もいるが、指名競争入札で執行した理由は。

・3社辞退しているようですが、辞退理由はどのような事が考えられるか。

・各社の入札額に乖離が見られるが、その理由について、どのように考えているか。

・一般競争入札で執行しなかった理由は。

・本工事の規模から、指名競争入札で執行する場合の選定業者数は満たしていますか。

・更新工事ということは、既存施設を建て替えるということなので、応札者がいないという懸念は生じるものですか。また、除去設備など工事内容に特殊性がある工事であれば、入札の公告条件にその内容を明記し、一般競争入札で執行すれば、応札者はその技術のある業者に限定されるのではないですか。

(意見等)

・指名業者以外の業者が入札できないことを証明することが難しいのであれば、入札に参

・設計金額については、問題はありませんでした。入札の執行方法につきましては、工事内容の特殊性から、対象業者が製造メーカーで少数に限られることから、指名競争入札で執行しました。

・この案件については辞退理由を確認していませんが、設計金額を事前公表していますので、技術的には可能であるが、金額的に折り合いがつかなかったことが考えられます。

・低入札価格調査制度適用工事であることから、受注者（落札候補者）に対して調査を行ったところ、この案件は製造メーカー等を対象とした入札であることから、共通費よりは、製品であるろ過機動力盤の価格が抑えられたとのことから、ろ過機動力盤について各社に価格差が生じたものと考えられます。

・特殊な工事であり、施工可能な業者が限定されることから、公告に対して応募がないことも想定されるため、指名競争入札で執行しました。

・満たしていません。指名競争入札で執行すること及び選定業者数を満たしていないことについて、所沢市工事請負業者等指名委員会において審議に諮り了承を得て執行しました。

・競争入札参加資格者名簿に登録されている業者の中で、この工事の応札可能な業者は8社と少ないことから、指名競争入札で執行したものです。

加できる条件を限定して一般競争入札で執行した方が、第三者委員会等でも説明責任を果たすことができ、競争性が確保された入札であると言えます。入札の結果として仮に応札者が2者であったとしても、公告した時点で競争性は確保されており適正な入札といえるのではないかと思います。

・上下水道部と市長部局における入札について、発注者が異なるためか予定価格の設定に整合性がないように見受けられるので、今後検討しても良いのではないかと思います。

4 その他

前回の入札監視委員会における意見についての検討結果の報告

(1) 設計金額と予定価格の乖離については、本委員会におけるご指摘、国からの通達等の内容及び設計金額の積算方法などにつきまして、各決裁権者に説明し周知を図りました。

(2) 競争入札における一者入札の可否については、部内で検討し、県内近隣自治体の状況も確認したところ、電子入札の場合、一者入札を有効としている自治体も多いことから、本市においても、しばらくの間は有効とするものです。